

伊豆中央道 修善寺道路回数券レイアウト

別紙
レイアウト抜粋

道路名	伊豆中央道 修善寺道路	160回券	該当	数量及び額面	
区間	全線		○	数量	11,900冊
車種	普通車			金額	16,250円

表紙	表紙裏面	2枚目以降
<p>様 TA 250000 伊豆中央道 修善寺道路回数券</p> <p>全線普通車 160回券</p> <p>回数券をお買い上げいただきありがとうございます。 次回も回数券をご利用ください。</p> <p>—— ご利用について ——</p> <p>○料金所では「一時停止」のうえ本回数券を係員にお渡しく下さい。</p> <p>○本回数券は、券面表示の車種、道路又は区間以外の通行には使用できません。</p> <p>○本回数券購入者は、特に次の点に御注意ください。</p> <p>1. 次のような場合には回数券を無効として回収いたします。</p> <p>(1) 券面表示事項が不明となった回数券を使用したとき。</p> <p>(2) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。</p> <p>(3) その他不正通行の手段として使用したとき。</p> <p>2. 本回数券は原則として払い戻しはいたしません。</p> <p>3. 切りはなした回数券の払い戻しはいたしません。</p> <p>4. 本回数券は紛失しても再発行いたしません。</p> <p>様 TA 250000 伊豆中央道 修善寺道路回数券領収書 全線 160回券</p> <p>¥16,250</p> <p>消費税率10% 普通車 内消費税 1,477円 上記金額正に領収いたしました。</p> <p>年月日 静岡県道路公社 登録番号T2080005001546</p> <p>様 TA 250000 伊豆中央道 修善寺道路回数券領収書(控) 全線 160回券</p> <p>¥16,250</p> <p>消費税率10% 普通車 内消費税 1,477円 上記金額正に領収いたしました。</p> <p>年月日 静岡県道路公社 登録番号T2080005001546</p> <p>ホログラムテープ (2mm)</p>	<p>↓綴じしろ</p> <p>回数券約款(抜粋)</p> <p>(略)</p> <p>第3条 回数券は、1事件をもって券面表示の車両1台が通行1回に限り券面表示事項に従って使用することができる。</p> <p>第4条 通行料金(以下「料金」という)の額に変更があったときは会社が特に必要があるとき認められた場合に限り、変更後の料金の額と変更後の料金の額との差額を支払って、料金の変更後に発生された回数券を使用することができる。(適用期間)</p> <p>第5条 回数券の適用期間は、会社が適用開始の日を特に指定する場合を除き、回数券の発売日から料金の徴収期間の満了の日までとする。ただし、次の各号の一に該当する事由が発生した時は、当該事由の発生した日の前日までとする。</p> <p>(1) 当該回数券が廃止されたとき。</p> <p>(2) 法令又は、これに基づく行政処分等により表示の車種の通行が禁止されたとき。</p> <p>(3) 料金の額に変更があったとき。</p> <p>(4) 料金の額に変更があったため、第3条第2項の規定により差額を支払って使用する回数券の適用期間は、料金の額に変更があった日から3か月以内とする。(払い戻し)</p> <p>第7条 発売した回数券は、払い戻しをしない。ただし、次の各号の一に該当する払い戻しをすることができる。</p> <p>(1) 料金の徴収期間が満了したとき。</p> <p>(2) 第7条第1項ただし書きに該当する事由が発生したとき。</p> <p>(3) 道路区間の延長により回数券が不要となったとき。</p> <p>(4) 使用者の都合で回数券が不要となったとき。</p> <p>(5) 各号号に附ける場合のほか、会社が必要があるとき認めるとき。</p> <p>2. 前項ただし書きの規定により会社が払い戻しを行う場合は、冊子単位を原則とする。</p> <p>(払い戻し期間)</p> <p>第9条 回数券の払い戻し期間は、第7条第1項各号に掲げる事由が発生した日から、原則として3か月とする。</p> <p>(払い戻し場所)</p> <p>第10条 回数券払い戻しの場所は、所轄管理センター又は券面表示の有料道路の管理事務所若しくは営業所及び会社の指定する場所とする。</p> <p>(払い戻し額)</p> <p>第11条 第7条第1項ただし書きの場合の回数券の払い戻し額は、次の各号に定めるところにより算定された額とする。</p> <p>(1) 第7条第1項第1号から第3号までに該当する場合 回数券の冊子1冊当たりの発売価格 × 未使用の回数券の枚数 とし、払い戻し額に生じた10円未満の端数は切り上げる。</p> <p>(2) 第7条第1項第4号に該当する場合 回数券の冊子1冊当たりの発売価格 × 未使用の回数券の枚数 × 10%とし、10円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>第12条 第7条第1項第5号に該当する場合は、払い戻しの理由により会社が前号のいずれかを適用する。</p> <p>2. 前項第2号の場合の手数料は、払い戻しの際 回数券の冊子1冊当たりの発売価格 × 未使用の回数券の枚数 とし、10円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>※ 回数券約款(抜粋)は、縦160mmを限度としてなるべく拡大して表示すること。</p>	<p>↓綴じしろ</p> <p>伊豆中央道 修善寺道路回数券 IA 250000 全線 5 普</p> <p>料金所では一時停止して下さい。 《通行片道1回限り》 静岡県道路公社</p> <p>伊豆中央道 修善寺道路回数券 IA 250000 全線 4 普</p> <p>料金所では一時停止して下さい。 《通行片道1回限り》 静岡県道路公社</p> <p>伊豆中央道 修善寺道路回数券 IA 250000 全線 3 普</p> <p>料金所では一時停止して下さい。 《通行片道1回限り》 静岡県道路公社</p> <p>伊豆中央道 修善寺道路回数券 IA 250000 全線 2 普</p> <p>料金所では一時停止して下さい。 《通行片道1回限り》 静岡県道路公社</p> <p>伊豆中央道 修善寺道路回数券 IA 250000 全線 1 普</p> <p>料金所では一時停止して下さい。 《通行片道1回限り》 静岡県道路公社</p> <p>ホログラムテープ (2mm)</p>

備考 作成に当たっては別途示す雛形見本に従い作成すること。
11回券は1枚、その他は冊子形式として、冊子には最終ページに台紙(厚紙)を添付すること。
券片には1から回数券枚数分の連番号(逆順・白抜き文字(地紋と同様に文字の背面に記載))を付すこと。

修善寺道路回数券レイアウト

別紙
レイアウト抜粋

道路名	修善寺道路	160回券	該当	数量及び額面	
区間	修善寺 — 熊坂		○	数量	300冊
車種	普通車			金額	8,800円

表紙	表紙裏面	2枚目以降
<p style="text-align: center;">様 TA 250000 修善寺道路回数券 修善寺—熊坂 普通車 160回券</p> <p>回数券をお買い上げいただきありがとうございます。 次回も回数券をご利用ください。</p> <p style="text-align: center;">— ご利用について —</p> <p>○料金所では「一時停止」のうえ本回数券を係員にお渡しください。 ○本回数券は、券面表示の車種、道路又は区間以外の通行には使用できません。 ○本回数券購入者は、特に次の点に御注意ください。 1. 次のような場合には回数券を無効として回収いたします。 (1)券面表示事項が不明となった回数券を使用したとき。 (2)券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。 (3)その他不正通行の手段として使用したとき。 2. 本回数券は原則として払い戻しはいたしません。 3. 切りはなした回数券の払い戻しはいたしません。 4. 本回数券は紛失しても再発行いたしません。</p> <p style="text-align: center;">様 TA 250000 修善寺道路回数券領収書 修善寺—熊坂 160回券 ¥8,800</p> <p>消費税率10% 普通車 内消費税 800円 上記金額正に領収いたしました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 静岡県道路公社 登録番号T2080005001546</p> <p style="text-align: center;">様 TA 250000 修善寺道路回数券領収書(控) 修善寺—熊坂 160回券 ¥8,800</p> <p>消費税率10% 普通車 内消費税 800円 上記金額正に領収いたしました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 静岡県道路公社 登録番号T2080005001546</p>	<p style="text-align: center;">↓綴じしろ</p> <p style="text-align: center;">回数券約款(抜粋)</p> <p>(略 一カ)</p> <p>第3条 回数券は、1冊片をもって券面表示の車種1台が通行1回に限り券面表示事項に従って使用することができます。 2 通行料金(以下「料金」という)の額に変更があったときは会社が特に必要があるとき認められた場合に限り、変更後の料金の額と変更後の料金の額との差額を支払って、料金の変更前に発売された回数券を使用することができます。(過期期間)</p> <p>第4条 回数券の過期期間は、会社が適用開始の日を特に指定する場合を除き、回数券の発売日から料金の有効期間の満了の日までとする。ただし、次の各号の一に該当する事由が発生した時は、当該事由の発生した日の前日までとする。 (1) 当該回数券が破損されたとき。 (2) 法令又は、これに基づく行政処分等により表示の車種の通行が禁止されたとき。 (3) 料金の額に変更があったとき。 (4) 料金の額に変更があったため、第3条第2項の規定により差額を支払って使用する回数券の過期期間は、料金の額に変更があった日から6か月以内とする。(払い戻し)</p> <p>第7条 発売した回数券は、払い戻しをしない。ただし、次の各号の一に該当する払い戻しをすることができる。 (1) 料金の有効期間が満了したとき。 (2) 第7条第1項ただし書きに該当する事由が発生したとき。 (3) 開通区間の延長により回数券が不要となったとき。 (4) 使用者の都合で回数券が不要となったとき。 (5) 前各号に掲げる場合のほか、会社が必要があるとき。 2 前項ただし書きの規定により会社が払い戻しを行う場合は、冊子単位を原則とする。 (払い戻し期間)</p> <p>第9条 回数券の払い戻し期間は、第7条第1項各号に掲げる事由が発生した日から、原則として3か月とする。 (払い戻し場所)</p> <p>第10条 回数券の払い戻しの場所は、所轄管理センター又は券面表示の有料道路の管理事務所若しくは営業所及び会社の指定する場所とする。 (払い戻し額)</p> <p>第11条 第7条第1項ただし書きの場合の回数券の払い戻しの額は、次の各号に定めるところにより算定された額とする。 (1) 第7条第1項第1号から第3号までに該当する場合。 払い戻しの額 = 回数券の冊子1冊当たりの発売価格 × 未使用の回数券の枚数 とし、払い戻しの額に生じた10円未満の端数は切り上げる。 (2) 第7条第1項第4号に該当する場合。 払い戻しの額 = 回数券の冊子1冊当たりの発売価格 × 未使用の回数券の枚数 とし、払い戻しの額に生じた10円未満の端数は切り上げる。 (3) 第7条第1項第5号に該当する場合は、払い戻しの理由により会社が前2号のいずれかを適用する。 2 前項第2号の場合の手数料は、払い戻しの額 【回数券の冊子1冊当たりの発売価格 × 未使用の回数券の枚数】 の10%とし、10円未満の端数は切り捨てる。</p>	<p style="text-align: center;">↓綴じしろ</p> <p style="text-align: center;">修善寺道路回数券</p> <p style="text-align: center;">TA 250000 修善寺—熊坂 5 (普)</p> <p>料金所では一時停止して下さい。 《通行片道1回限り》 静岡県道路公社</p> <p style="text-align: center;">修善寺道路回数券</p> <p style="text-align: center;">TA 250000 修善寺—熊坂 4 (普)</p> <p>料金所では一時停止して下さい。 《通行片道1回限り》 静岡県道路公社</p> <p style="text-align: center;">修善寺道路回数券</p> <p style="text-align: center;">TA 250000 修善寺—熊坂 3 (普)</p> <p>料金所では一時停止して下さい。 《通行片道1回限り》 静岡県道路公社</p> <p style="text-align: center;">修善寺道路回数券</p> <p style="text-align: center;">TA 250000 修善寺—熊坂 2 (普)</p> <p>料金所では一時停止して下さい。 《通行片道1回限り》 静岡県道路公社</p> <p style="text-align: center;">修善寺道路回数券</p> <p style="text-align: center;">TA 250000 修善寺—熊坂 1 (普)</p> <p>料金所では一時停止して下さい。 《通行片道1回限り》 静岡県道路公社</p> <p style="text-align: center;">← 緑の帯(10mm) → 80</p>
ホウラムテープ(2mm)	※ 回数券約款(抜粋)は、縦160mmを限度としてなるべく拡大して表示すること。	ホウラムテープ(2mm)

備考 作成に当たっては別途示す雛形見本に従い作成すること。
11回券は1枚、その他は冊子形式として、冊子には最終ページに台紙(厚紙)を添付すること。
券片には1から回数券枚数分の連番号(逆順・白抜き文字(地紋と同様に文字の背面に記載))を付すこと。

はまゆう大橋回数券レイアウト

別紙
レイアウト抜粋

道路名	浜名湖新橋	60回数券	該当	数量及び額面	
区間	全線		○	数量	300冊
車種	普通車			金額	10,500円

表紙	表紙裏面	2枚目以降
<p style="text-align: center;">様 XA 250000 はまゆう大橋 回数券</p> <p style="text-align: center;">普通車 普</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 10px; width: 60px; margin: 0 auto;">60回数券</p> <p>回数券をお買い上げいただきありがとうございます。 次回も回数券をご利用ください。</p> <p style="text-align: center;">—— ご利用について ——</p> <p>○料金所では「一時停止」のうえ本回数券を係員にお渡しください。</p> <p>○本回数券は、券面表示の車種、道路又は区間以外の通行には使用できません。</p> <p>○本回数券購入者は、特に次の点に御注意ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 次のような場合には回数券を無効として回収いたします。 <ol style="list-style-type: none"> 券面表示事項が不明となった回数券を使用したとき。 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。 その他不正通行の手段として使用したとき。 本回数券は原則として払い戻しはいたしません。 切りはなした回数券の払い戻しはいたしません。 本回数券は紛失しても再発行いたしません。 <p style="text-align: center;">様 XA 250000 はまゆう大橋 回数券領収書</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 10px; width: 60px; margin: 0 auto;">60回数券</p> <p style="text-align: center;">¥10,500 普通車 普</p> <p style="text-align: center;">(消費税率10% 内消費税 954円)</p> <p style="text-align: center;">年月日 静岡県道路公社 登録番号T2080005001546</p> <p style="text-align: center;">様 XA 250000 はまゆう大橋 回数券領収書(控)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 10px; width: 60px; margin: 0 auto;">60回数券</p> <p style="text-align: center;">¥10,500 普通車 普</p> <p style="text-align: center;">(消費税率10% 内消費税 954円)</p> <p style="text-align: center;">年月日 静岡県道路公社 登録番号T2080005001546</p> <p style="text-align: center;">ホコ[®]ラムテープ[®] (2mm)</p>	<p style="text-align: center;">↓綴じしろ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; height: 45px; margin-bottom: 5px;"></div> <p style="text-align: center;">回数券約款(抜粋)</p> <p>(効力) 第3条 回数券は、1冊片をもって券面表示の車両1台が通行1回に限り券面表示事項に従って使用することができる。</p> <p>第4条 回数券の通用期間は、会社が通用開始の日を特に指定する場合を除き、回数券の発行日から料金の有効期間の満了の日までとする。ただし、次の各号の一に該当する事由が発生した時は、当該事由の発生した日の前日までとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 当該回数券が破損されたとき。 法令又は、これに基づき行財政処分等により表示の車種の通行が禁止されたとき。 料金の額に変更があったとき。 料金の額に変更があったため、第3条第項の規定により差額を支払って使用する回数券の通用期間は、料金の額に変更があった日から6か月以内とする。(払い戻し) 受売した回数券は、払い戻しをしない。ただし、次の各号の一に該当する払い戻しをすることができる。 <p>第5条 回数券の有効期間が満了したとき。</p> <p>第6条 回数券の破損により回数券が不変となったとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> 使用者の都合で回数券が不要となったとき。 前各号に掲げる場合のほか、会社が必要があると認めたとき。 <p>第7条 前項ただし書きの規定により会社が払い戻しを行う場合は、冊子単位を原則とする。</p> <p>第8条 回数券の払い戻し期間は、第7条第1項各号に掲げる事由が発生した日から、原則として3か月とする。(払い戻し場所)</p> <p>第9条 回数券の払い戻し場所は、所轄管理センター又は券面表示の有料道路の経路管理所若しくは営業所及び会社の指定する場所とする。(払い戻し額)</p> <p>第10条 第7条第1項ただし書きの場合の回数券の払い戻しの額は、次の各号に定めるところにより算定された額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 第7条第1項第1号から第3号までに該当する場合、払い戻しの額 = 回数券の冊子1冊当たりの発売価格 × 未使用の回数券の枚数 第7条第1項第4号に該当する場合、払い戻しの額は、10円未満の端数は切り上げる。 第7条第1項第5号に該当する場合、払い戻しの額は、10円未満の端数は切り上げる。 <p>第11条 第7条第1項ただし書きの場合の回数券の払い戻しの額は、冊子単位を原則とする。</p> <p>第12条 前項第2号の場合の手数料は、払い戻しの額 × 回数券の冊子1冊当たりの発売価格 × 未使用の回数券の枚数 × 10%とし、10円未満の端数は切り捨てる。</p> <p style="text-align: center;">※ 回数券約款(抜粋)は、縦160mmを限度としてなるべく拡大して表示すること。</p> <p style="text-align: center;">ホコ[®]ラムテープ[®] (2mm)</p>	<p style="text-align: center;">↓綴じしろ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; height: 40px; margin-bottom: 5px;"></div> <p style="text-align: center;">XA 250000 はまゆう大橋回数券</p> <p style="text-align: center;">普通車 5 普</p> <p style="text-align: center;">料金所では一時停止して下さい。 通行片道1回限り 静岡県道路公社 XA 250000</p> <p style="text-align: center;">はまゆう大橋回数券</p> <p style="text-align: center;">普通車 4 普</p> <p style="text-align: center;">料金所では一時停止して下さい。 通行片道1回限り 静岡県道路公社 XA 250000</p> <p style="text-align: center;">はまゆう大橋回数券</p> <p style="text-align: center;">普通車 3 普</p> <p style="text-align: center;">料金所では一時停止して下さい。 通行片道1回限り 静岡県道路公社 XA 250000</p> <p style="text-align: center;">はまゆう大橋回数券</p> <p style="text-align: center;">普通車 2 普</p> <p style="text-align: center;">料金所では一時停止して下さい。 通行片道1回限り 静岡県道路公社 XA 250000</p> <p style="text-align: center;">はまゆう大橋回数券</p> <p style="text-align: center;">普通車 1 普</p> <p style="text-align: center;">料金所では一時停止して下さい。 通行片道1回限り 静岡県道路公社</p> <p style="text-align: center;">赤の帯(10mm) 80</p> <p style="text-align: center;">ホコ[®]ラムテープ[®] (2mm)</p>

作成に当たっては別途示す雛形見本に従い作成すること。

備考 11回数券は1枚、その他は冊子形式として、冊子には最終ページに台紙(厚紙)を添付すること。
券片には1から回数券枚数分の連番号(逆順・白抜き文字(地紋と同様に文字の背面に記載))を付すこと。

伊豆スカイライン通行券レイアウト

別紙
レイアウト抜粋

No. 1

区間	熱海 峠 ↔ 亀石 峠	項目	図案	備考
○	13,000	車種 二輪自動車 券種 通行券 金額 円		なお、通行券の起点(熱海峠)及び終点(亀石峠)は太線・太字とすること。
○	64,400	車種 軽自動車 小型自動車 普通自動車 券種 通行券 金額 円		
○	400	車種 マイクロバス 券種 通行券 金額 円		
○	400	車種 乗合型(その他) 最大積載量5ト以上 車両総重量8ト以上 券種 通行券 金額 円		
○	400	車種 二輪自動車 券種 割引通行券 金額 円		
○	1,000	車種 軽自動車 小型自動車 普通自動車 券種 割引通行券 金額 円		
合計	79,600	(券種)	(注意) 作成に当たっては別途示す雛形見本に従い作成すること。	

伊豆スカイライン通行券レイアウト

別紙
レイアウト抜粋

No. 1

区間	冷川 ↔ 天城高原	項目	図案	備考
○	4,600	車種 二輪自動車 券種 通行券 金額 円		なお、通行券の起点(冷川)及び終点(天城高原)は大線・太字とすること。
○	67,100	車種 軽自動車 小型自動車 普通自動車 券種 通行券 金額 円		
○	500	車種 マイクロバス 券種 通行券 金額 円		
○	800	車種 乗合型(その他) 最大積載量5ト以上 車両総重量8ト以上 券種 通行券 金額 円		
○	500	車種 二輪自動車 券種 割引通行券 金額 円		
○	1,300	車種 軽自動車 小型自動車 普通自動車 券種 割引通行券 金額 円		
合計	74,800	(券種)	(注意) 作成に当たっては別途示す雛形見本に従い作成すること。	

伊豆スカイライン回数券レイアウト

別紙
レイアウト抜粋

No. 1

区間	枚数	項目	図案	備考
熱海 峠 亀石 峠 (11回券)	200	熱海 峠 亀石 峠 川 車種 軽自動車 小型自動車 普通自動車 券種 通行券 金額		1枚目 ※区間の“ー”は両端矢印 (↔) で表示すること
		区間 車種 券種 金額		2枚目
		区間 車種 券種 金額		3枚目
		区間 車種 券種 金額		3枚目(裏面)
		区間 車種 券種 金額		4枚目(以下所定枚数まで添付) 枝番号は1~所定枚数まで連番号 ※最終頁は台紙(厚紙)添付
合計	200	(1券種)	(注意) 作成に当たっては別途示す雛形見本に従い作成すること。	

伊豆スカイライン回数券レイアウト

別紙

レイアウト抜粋

No. 1

区間	冷川	真光 リハビリセンター	(75回券)	案	備考
該当	枚数	項目			
○	1,700	区間 冷川 真光 リハビリセンター 車種 軽自動車 小型自動車 普通自動車 券種 通行券 金額		1枚目	
		区間 車種 券種 金額		2枚目	
		区間 車種 券種 金額	<p>= 御使用について =</p> <ol style="list-style-type: none"> 券面使用区間の中で自動車道を退出されるときは前途無効です。 この回数券の表示事項を消し、又は改ざんして使用されたとき、その他不正に使用されたときは所定金額のほか、その倍額に相当する割増料金を併せていただきます。 切りはなした回数券の払い戻しはいたしません。 	3枚目(裏面)	
		区間 車種 券種 金額		3枚目	
		区間 車種 券種 金額		4枚目(以下所定枚数まで添付) 枝番号は1~所定枚数まで連番 ※最終頁は台紙(厚紙)添付	
合計	1,700	(1券種)	(注意) 作成に当たっては別途示す雛形見本に従い作成すること。		